

書評

フルセウム 漢律拾遺 第一卷

Remnants of Han Law volume I.

Introductory studies and annotated translation of chapters 22 and 23 of the history of the former Han dynasty, by A. F. P. Hulsewé. Leiden, 1955.

内田 雄

われわれは一昨年の昭和三十一年の七月から漢書の刑法志の翻訳にとりかかり、翌三十二年の七月に一応の翻訳を終えた。これが三十二年の翻訳は、いわゆる漢文直訳体ではない。理屈としては高等学校の卒業生ならば、誰にでも理解され得るようなものでありたいと願つたのであるが、やうした念願が成功したか否かはわくとして、われわれは翻訳とともに、必要と思われる本文の注解と、異なるテキストに見られる本文の文字の異同などを校合し、それを同志社法学に五回にわたって掲載した。そしてこの五回にわたって分載した刑法志の訳文、注解、諸本における文字の異同などについて、さらに九月から三十三年の二ヶ月の七ヶ月をかけて再検討し、なお意にみたない点が多く存しあるけれども、時間の制約上、それをもつてその翻訳を終えたとした。

漢書の刑法志は、われわれがテキストとして用いた王先謙の

漢書補注本によつて、僅々二十二葉にすぎない小篇ぢだ。しかもかかわらずわざわざ、この翻訳にかかる一年有半の日子をつらやしたわけである。三ヶ月の間われわれは、毎週一回以上、毎回数時間以上を、実に勤勉にして、この翻訳のためにのみをあげしめたわけじあり、がたじの翻訳に参与せられた六名の方々は、いろいろの方面のエキスパートと団し得る人々のみである。しかしながら上記の如く、この翻訳に多くの日子と労力とをかたれぬを得なかつたといふことは、われわれが将来この種の翻訳をしていく上に、ひとつの大まな示唆をあたえたものといふことがであつて思つ。古来漢文はわれわれの血肉として、わが国の文化の中に夙に攝取されたして、國文の重要な内包をなし、殆んど他国文学や文章としては意識されないて、のものとなつてゐるにかかわらず、改めて翻訳してみると、上記のようにその理解や表現の困難なことを、極めて深刻に体験されられるわけであつて、それはヨーロッパ語の古典の翻訳とは、質的に、あるいはすくなくとも比較的な意味においては、明らかな相異があるといふことがであると思つ。そしてそうした意味での困難さは、われわれの語彙の貧弱を、表現の拙劣さなどにあらうとはあらうけれども、第一には、漢文特に古典のもう意味の曖昧を、表現の不正確さなどに由来していることわざくないと考えられる。そのためわれわれは翻訳に際して、可能ななかからふるべからうな解釈を試みてこれを検討し、その最も最初と思われる理解と、またそれにふたわしい訳語や表現を選択すべく努力したのであるが、これがわれわれの感じた困難

の最も大きなもののひとつであったということができよう。われわれはこの翻訳に着手する以前において、すでにフルセウエ氏にこの訳業のあることを知っていたのであるが、真摯な意味で、氏の翻訳に期待をもつようになつたのは、われわれが身をもつてその翻訳の困難さを痛感するようになつてからのことである。しかしそれも、もし率直ないいかたが許されるとすれば、難解な中国古典に対する外国人の翻訳に、従来必ずしも高い信頼や評価をあたえていなかつた私自身としては、多分に好氣心の交錯したものであつたことをいなみ得ない。そしてまた私の心のそこには、難解な中国古典たりとも、われわれにとつては母国の古典に準ずるものであるという、明らかな先入主的な観念と、かかる翻訳に対しても、すくなくとも外国のシノロジストとの比較においては、中国文化との歴史的な関係上、たしかに一日の長をもつという、思いあがつた優越観の存したことも事実である。われわれがこの書を始めて入手したのは、一昨年すなわち昭和三十一年の秋のことと、われわれの翻訳も、夏休み中の連日ないし隔日の研究会の強行によって、若干の進捗を見せ始めている頃であった。そしてこの書は、一九五五年に出版されているから、出版後ほぼ一年ほどを経て入手したことになる。

上記のような事情で、私はこの書に対して、当初からさほど大きな期待をもつていたわけでは決してなかつた。たしかにわれわれの翻訳に對して、なにほどの参考になればよいといふ、きわめて真摯ならざる期待をもつてこの書を手にしたので

あるが、この書を一瞥するにおよんで、私は私の不遜な先入感も優越感も、一挙にして吹きとばされざるを得なかつた。この書はもともと、漢書刑法志の翻訳を主内容として出されたものではなく、表題の如く「漢律の拾遺」とその研究であつて、刑法志の英訳はその末尾をかざる労作にすぎない（三二一一三五〇頁までが刑法志本文の翻訳で、三五一一一四二二頁までが注、四二三一一四二八頁まで刑法志翻訳の附録）。

いま本書の目次を見るに次のとおりである。

序文

緒言

漢帝国の行政組織

先人の漢律研究

漢律

法の執行

刑罰

自然との調和

死刑

滅族

謹享（かまゆで）と焼殺

宮刑

重労働

追放

罰金

官職の剝奪

不道と不敬
贖罪と降位

大赦
故意と怠慢

特別な階級

一、特權階級

二、奴隸

三、年令と性の階級

刑法志の翻訳に対する緒言

刑法志の翻訳

刑法志の翻訳の注

礼樂志（第一部）の翻訳

大体以上が本書の内容である。以下私は本書に対する文字通りの管見を、数条呈示して同学の参考に供したいと思う。

一、まず氏は上記の章節を論述するにあたっては、史記漢書後

漢書その他漢代研究の基本的な資料を自由かつ縦横に駆使し、

また極めて豊富な具体的な事例に即して考証されており、氏が

漢代の専門家といわれているのも、まことに故なしとしないことを知られるのであるが、同時にまたこの書が、短い歳月やみなみの努力でできたものでないことをも痛感させられるわけである。

一、資料や具体的事例や、また同一用語や類似の表現を呈示せられる時には、漢書については王先謙の漢書補注本の、後漢書については同じく後漢書集解の、それぞれ何枚目の表か裏かを

必ず明示されていて、便利であるとともに教えられるところが極めて多い。

一、氏の所論がことごとく具体的な事例に即してのものであり、かつその事例が豊富正確であるということは、氏が前後漢書や史記その他、漢代研究の諸文献を非常によくマスターしていることを証示するものであるが、そのことはまた、氏が極めて数多く付されている注において見ることができる。すなわち注が綿密正確であるばかりでなく、その挙証引例もまた豊富であつて、同一述語や表現に対する妥当な解釈を見出す上に、便宜この上ないことができるが、これはやはり科学的組織的な研究のたまものであつて、われわれが他山の石とななければならぬところである。

いま一例を、古来その解釈に異説のある「約法」の語をとつてみると、氏は史記と前漢書から次の様な諸例をひいている（史記漢書の頁数は便宜省略する）。

興父老約法三章耳（史記高祖本紀、漢書高帝紀上）

初順民心作三章之約（漢書高帝紀下）

漢興除秦煩苛約法令（史記教文本紀、漢書文帝紀）

（因みに史記孝文本紀には「除秦苛政」とあり、文帝紀とは異なる）

漢興高祖初入閔約法三章（漢書刑法志）

約法省禁（史記平準書、漢書食貨志上）

次於霸上以侯諸侯與秦民約法三章（漢書天文志）

（因みに漢書補注本には「次於霸上」の「於」は「于」に

なつている)

除秦苛法與秦民約法三章耳（史記淮陰侯伝、漢書韓信伝）

（因みに補注本には「秦民」の「秦」の字がない）

わらにまた氏は後漢書楊終伝の「秦政酷烈……高祖平乱約法三章太宗至仁除去收斬」を参考として引証し、また一九三一年の「訓政時期約法」の「約法」とはその語原を異にすることにまで言及している。すなわち氏は「約法」の語の広汎な用例を一々検討して、そして普遍妥当なこの語の正確な意義を決定しようとしているが、このような考証の方法は、本書を一貫する実証的な研究法の一端を示すものであるといふことができるであろう。

一、氏の漢律研究の参考書は、「先人の漢律研究」の注にあげられているが、それによればわれわれが漢律の研究をする上に、必須と思われるものはことごとく網羅し、かつ読了されているものの如くであって、その片鱗は本書の隨書にこれを見ることがである。

中國人の研究としてあげられているものは、沈家本の漢律摭遺、張鵬一の漢律類纂、杜貴墀の漢律輯証を始めとして、程樹德の漢律考、薛允升の漢律輯存その他があげられており、比較的新しい漢律研究の資料としては、王国維の流沙墜簡や勞榦氏の居延漢簡考証などがあり、日本の漢律研究としては、浅井虎夫の「支那に於ける法典編纂の沿革」や、貝塚茂樹氏の「漢律略考」（桑原博士還暦紀念東洋史論叢）や滝川政次郎氏の「近世の漢律研究について」などがあげられ、法制史関係としては陳

顧遠の「中國法制史」を始として、淺井虎夫の「支那法制史」や仁井田陞氏の「中國法制史」などがあげられている。その他、必要に応じて本書の随所に引証せられている書物は、まつたく驚嘆にあたいるほど範囲がひろく、かの「漢籍国字解全書」の如きもそのひとつであるが、それぞれそのよいところを採択して、自家薬籠中のものとされていることは、まつたく敬服の至りであるというほかはない。

一、刑法志の翻訳は分量的にも本書の主要部分をなすものではなく、本書の面目はまさしく漢律の研究に存するというべきであるが、しかしこの刑法志の翻訳に、相当以上の苦心と努力とを傾注せられたであることは、われわれが刑法志の翻訳の際に坐右にそなえて、ことあるごとに氏の英訳を参照し、またその注解を利用させてもらつて、その間、いちじるしい誤訳と思われるものは、殆んど一個所も存していなかつたと信ぜられる事実によつても立証することができるとと思う。

× × ×

石田幹之助氏が最近の「東方学」(昭和三十一一年十一月号)に JAS, XVI, 2, Feb. 1957 に寄稿やへんだ Dr. Frederick W. Mote の Asian studies in Holland によつてオランダにおける東洋学の近況を報せられているが、その中に本書のことおよび著者フルセウエ氏のことに言及せられてゐる。

それによるとフルセウエ氏は、オランダにおける支那および日本研究の事実上の中心である支那学研究所 Sinologisch Institut の所長であり、またライデン大学の教授を兼任して

いられるようである。氏は漢代史を専攻しておられ、この書「漢律拾遺」の第一部は、学界に好評を博しているとのことで、まことにありますと肯づかれる。そして近く本書の第二部の出版されることが報ぜられているが、その第二部とは何を内容とするものであろうか。

本書（すなわち第一巻）には上記の如く、刑法志の翻訳と礼樂志の第一部の翻訳が含まれており、従つてこの目次からは礼

樂志の一部のみが翻訳されており、本書の第二部には、当然に礼樂志の残余の部分の翻訳や研究が含まれるであろうことが予想されるのであるが、著者の上記のような目次にもかかわらず、礼樂志の翻訳は本書（第一巻）においてすでに完結しているのである。すなわちいま礼樂志の訳文についてみると、補注本の七枚の裏、「今学者不能昭見、但推士礼以及天子、説義又頗謬異「までが訳されており、次は行を改めて一躍礼樂志末文（補注本三七枚表三行目）の、「今海内外始、民人帰本、戸口

歲息、……今大漢繼周、久曠大儀、未有立礼成樂、此賈宜仲

舒王吉劉向之徒、所為發憤而增嘆也」にいたつており、その間補注本でおよそ三十枚ほどの翻訳が省かれている。そしてかく

礼樂志の翻訳が大量にわたって省略されている理由を、氏は翻訳の注の（94）において次のように述べている。「ここから礼樂志の三七枚表まで、班固は音楽のことを論じている。そしてこの部分はここではわれわれに関係がない。すなわちこの部分は、神話的なもろもろの天子のやがやかな種類の音楽について述べたもので（補注本八枚表から九枚裏まで）、礼樂志に

載せられている「郊祀歌十九章」のうち、第十七の「朝隣首」と第十九の「赤蛟」の両詩は、シャバンヌの翻訳にかかる史記卷三、605—629に訳されており、補注本の三五枚表から三六枚裏までは、音楽家の編成についての若干の態様を述べたもので、三七枚の表三行目から、すなわち上記の「いま海内外更始し、民も人も本に帰す」以下が礼樂志の結論であるから、上記の部分の翻訳を省略するというのである。

従つて本書の第二部は、礼樂志の続訳ではなくして、第一巻の「漢律拾遺」の書名にふさわしく、漢律研究の続編であることは疑いない。そして、その上梓の速やかならんことを俟つのは、ひとり筆者のみでないことは明らかである。

なお氏の Hulsewé という名は、石田幹之助氏も Hulsewé とのみ記されていて、片カナでいかに表出すべきが明らかでないが、ここではかりにフルセウエとあらわしておくこととした。